

## 湯前町地域おこし協力隊募集要項

湯前（ゆのまえ）町は熊本県の南部に位置し、九州山地等の山々に囲まれ、日本三大急流の球磨（くま）川が流れる自然豊かな、人口およそ4千人の小さな町です。

町出身の政治風刺漫画家故 那須良輔氏の偉業を保存・展示する館として開館された湯前まんが美術館（那須良輔記念館）では、人気作品の原画展やアニメなどの特別企画展を定期的に行っています。全国的には、「那須良輔風刺漫画大賞」や「ゆのまえ漫画フェスタ」、町内の小中学校でも、熊本市内の大学と連携した「まんが授業」を行うなど、国内でも早い時期からまんがを核としたまちづくりに取り組んでいます。

また、山あいには全国でも珍しい「潮湯」の湧き出る温泉宿泊施設「ゆのまえ温泉湯楽里（ゆらり）」もあります。湯楽里に隣接する広大な敷地の「ゆのまえグリーンパレス」には自然に囲まれたキャンプ場が完備されており、ゴーカートやパターゴルフ、草スキーができる芝生広場などもあるため、大人も子どもも楽しめるレジャー施設となっています。

さらに、建物や仏像をはじめ、多くの歴史や文化が残っており、平成27年度には、その歴史と文化の物語が日本遺産群として文化庁に認定をされています。

加えて、本町から人吉までは、くま川鉄道という第三セクターの鉄道路線が通っています。人吉球磨の季節をイメージした色の「田園シンフォニー」という観光列車が走っており、観光はもとより、学生の通学の足としても活躍しています。しかし、令和2年7月の豪雨により被災をしたため、現在は一部運休となっています。本町では、町民一体となって令和7年度の全線復旧に向けて沿線自治体とともに支援を続けているところです。

湯前町では、この先人達が遺してくれたかけがえのない財産を子どもたち、孫たちに受け継いでいくために、地方創生の根本は地域コミュニティの活性化という認識のもと、このコミュニティがまちづくりの原動力、推進力となるよう様々な取り組みを展開していく予定です。

この地域コミュニティの取り組みからはじまる地方創生及びまちづくりの中核的存在になるような意欲ある人材として、「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 募集職種

湯前町地域おこし協力隊

2. 雇用形態

会計年度任用職員

3. 募集人数、活動内容等

① 運動・スポーツ・健康増進に関する活動（1名）

様々な団体と連携しながら、①運動・スポーツ指導者の発掘・育成②運動・スポーツ活動・団体への指導・助言③町民の健康づくり④中学校部活動の地域移行等を目的として、運動・スポーツを通じた魅力あるまちづくりの実現に活動していただける地域おこし協力隊を募集します。

（活動例）

- ・社会体育関係業務全般、社会体育施設管理業務
- ・総合型地域スポーツクラブ活動、公民分館健康教室等の活動
- ・中学校運動部活動指導
- ・運動、スポーツ、健康増進イベント等の企画運営など

4. 任用期間

任用日から令和6年3月31日

※最長3年まで延長することができます。

※着任時期等をご相談に応じることも可能です。

5. 勤務地

湯前町 B&G 海洋センター

6. 募集対象（募集条件）

- (1) 年齢 応募日現在で概ね20歳以上の方
- (2) 性別 問いません
- (3) 住所 現在、三大都市圏(※1)又は都市地域(※2)等（過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外(※3)）に居住し任用後に、住民票を湯前町に異動し移住できる方。
- (4) 普通自動車運転免許を取得し、日常的に普通自動車を運転している方。
- (5) 集落になじむ意思があり、住民とともに地域活性化に取り組む意欲のある方。
- (6) 地域の活動やイベントにも参加できる方。
- (8) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格者・スポーツ指導経験者優先採用
- (9) その他 家族での居住も可能です。

- ※1) 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。
- ※2) 都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」(条件不利地域)に該当しない市町村をいう。
- ※3) 過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

## 6. 待遇・福利厚生

- 月給 最大 187,870 円 (共済掛金、社会保険料自己負担分を含む。賞与あり)
- ・原則は、平日(月～金)の勤務とし、1週間の勤務時間は35時間を上限
    - ※勤務時間超過分は、規定により別途支給
  - ・市町村職員共済、社会保険、雇用保険、市町村非常勤職員公務災害補償条例を適用
  - ・原則として町が指定した住宅に入居していただきます(家賃は町が負担)
    - ※実家の場合は例外です。また光熱水費、生活必需品等は自己負担
  - ・活動に必要な車両は湯前町が準備します
  - ・引っ越しにかかる費用は自己負担とします

## 7. 応募の手続き

- ・ 募集期間  
令和5年3月27日(月)から 随時募集
- ・ 提出書類  
応募用紙に必要事項を記載のうえ、住民票の写しと運転免許証の写しを添付して、湯前町役場企画観光課企画振興係まで、郵送もしくは持参して下さい。  
なお、応募用紙等はお返ししません。  
※応募用紙は、町HPよりダウンロードしていただくか、役場までお問合せください

## 8. 応募・問い合わせ先

〒868-0621

熊本県球磨郡湯前町1989番地1

湯前町役場 企画観光課 企画振興係

電話：0966-43-4111(内線225)

FAX : 0966-43-3013

E-mail : [kikakushinkou@yunomae.kumamoto.jp](mailto:kikakushinkou@yunomae.kumamoto.jp)

## 9. 選考方法

書類及び面接による選考を行います。

### ① 第1次選考

書類選考のうえ、結果を速やかに文書で通知します。

### ② 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。詳細は個別に調整します。選考結果（最終）は、面接後1週間を目途に文書で通知します。

※第2次選考は新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、選考方法を変更する場合があります。